

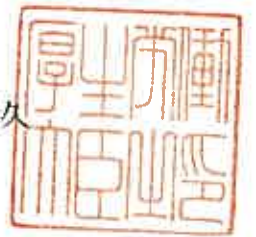
厚生労働省発職 0925 第3号

令和2年9月25日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法
施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令案要綱」について、貴会
の意見を求める。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令案要綱

第一 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令の一

部改正

一 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令附則

第二項に規定する障害者雇用率等及び基準雇用率についての経過措置を廃止することとする。

二 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令附則

第五項に規定する法定雇用障害者数が一人以上である場合の事業主が常時雇用する労働者の数のうち最

小の数を勘案して定める数についての経過措置を廃止することとする。

第二 施行期日等

一 施行期日

この政令は、令和三年三月一日から施行すること。

二 経過措置

令和二年度以前の年度分として支給する障害者雇用調整金の額及び納付すべき障害者雇用納付金の額の算定に係る経過措置を定めること。